

厚生労働省でプール金四百万円が見つかったとの報道に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十一年六月二十九日

藤末健三

参議院議長 江田五月殿



厚生労働省でプール金四百万円が見つかったとの報道に関する質問主意書

郵便不正事件で逮捕された厚生労働省前局長の職場でプール金四百万円が見つかったとの平成二十一年六月十九日付けの新聞報道について以下質問する。

一 プール金があり、見つかったという報道は事実かどうか明確に示されたい。

二 新聞報道には研究会のメンバーが業務時間外に作業を行ったとあるが、職場のパソコンなどの設備を使ったのではないか。職場のパソコンなどを利用したかどうかについて、きちんとパソコン内にある記録を調べたかどうか明確に示されたい。

三 新聞報道には民間の出版物とあるが、その出版物の名前を明示されたい。また、その出版物の購入者に政府の各機関、地方自治体、政府系機関などが含まれていないかを明確に示されたい。地方自治体については、承知している範囲で回答されたい。

四 各自の収入は職員がそれぞれ確定申告で税務処理をしたと報道されているが、これは事実か。厚生労働省が事実関係の調査を行っていない場合は、脱税等の逸脱行為がないかを徹底的に調査すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

五 課長補佐以上の役職になるものが関与しているかどうか明確に示されたい。

六 作業が勤務時間外であつても、政府職員が報酬を得て民間の出版物への執筆・校閲を行うことや、その際に職場のパソコンを使用することは問題ないのか、政府の見解を示すとともに、問題ないとするならば、その判断の根拠となる法令などの基準・要件を明らかにされたい。

右質問する。